

## 4

## 添加物

「添加物」とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいいます（食品衛生法第4条第2項）。

## 表示方法

一般消費者や使用する者が読みやすく、理解しやすいような日本語で、容器包装を開かなくても容易に見ることができるように容器包装の見やすい箇所に表示します。

※ 表示に用いる文字の色及び大きさは、背景の色と対照的な色で、JISZ8305に規定する8ポイントの活字以上の大きさと表示します。

なお、表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下の場合は5.5ポイントの活字以上の大きさと表示することができます。

（表示例）

(1) 使用基準が定められている添加物（焼きみょうばん）

名称	焼ミョウバン(食品添加物)
内容量	45g
賞味期限	枠外上部に記載
使用基準	本品はみそに使用できません。
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存。
販売者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市1-2-3
製造所	□□有限公司 □□県□□市1-2-3

名称	食品添加物 香料製剤
成分	香気成分10% <sup>*</sup> 、エタノール47%、グリセリン4%、水分39%
内容量	30ml
賞味期限	枠外上部に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存してください。
販売者	〇〇株式会社 〇〇県〇〇市1-2-3
製造所	△△有限公司 △△県△△市1-2-3

★ 着香の目的で使用されるものであるため、省略することができます。

## 一般用添加物

## 添加物共通表示事項（食品表示基準第32条第1項）

## 表示事項

◆ 名称 **衛生事項**

1 その内容を表す一般的な名称を表示します。  
ただし、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物（食品表示基準別表第8に掲げるものを除く。）にあっては、規則別表第1に掲げる名称を、既存添加物名簿に掲げる添加物にあっては、その名称を表示します。  
なお、添加物の名称の表示にあっては、一括名又は簡略名を名称として用いることはできません。

2 製剤である添加物にあっては、原則として次のいずれかの名称を表示します。

① 製剤である旨を表示できる文字を付した使用目的を表す名称を表示します。

（表示例）甘味料製剤、保存料製剤

② 製剤である旨を表示できる文字を付した主要成分を表す名称を表示します。その主要成分は規則別表第1に掲げる添加物にあっては規則別表第1の名称、その他の添加物にあっては既存添加物名簿に掲げる名称又は「食品表示基準について」（平成27年3月30日付消食表第139号）別添 添加物2-1に掲げる品名を使用します。

（表示例）エリソルビン酸製剤、カンゾウ抽出物製剤

◆ 添加物である旨 **衛生事項**

「食品添加物」の文字を表示します。

◆ 保存方法 **衛生事項**

添加物の特性に従って表示します。

ただし、食品衛生法第13条第1項の規定により保存の方法の基準が定められたものにあっては、その基準に従って表示します（「食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）」参照）。

◆ 消費期限又は賞味期限 **衛生事項**

詳細については、一般用加工食品の「消費期限又は賞味期限」（7ページ）を御参照ください。

なお、添加物は、「消費期限又は賞味期限」を省略することができます。

◆ 内容量 **衛生事項** **計量法**

内容重量はグラム又はキログラム、内容体積はミリリットル又はリットル、内容数量は個数等の単位で、単位を明記して表示します。

ただし、特定商品の販売に係る計量に関する政令第5条に掲げる「特定商品」（67ページ参照）については、計量法の規定により表示します。



◆ 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム）の量及び熱量 **保健事項**

詳細については、50ページを御参照ください。

◆ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所 **衛生事項**

食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者（表示責任者）の氏名又は名称及び住所を表示します。

◆ 製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称 **衛生事項**

● 製造所等の所在地

原則、都道府県名から住居表示に従って住居番号まで表示します。

● 製造者等の氏名又は名称

個人の場合は個人の氏名を、法人の場合は法人名を表示します。屋号のみの表示は認められません。

「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」は、加工食品と同様に「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」と近接した箇所に表示します。



なお、「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」と「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」とが同一である場合は、一括表示部分に「製造者」、「加工者」、「輸入者」のいずれかの事項名を付して、「製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称」を表示します。この場合、改めて「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」の表示事項を表示する必要はありません。

● 製造所固有記号

一般用添加物については、一般用加工食品と同様の規定があります。詳細は9ページを御参照ください。

一定の添加物共通表示事項（食品表示基準第32条第2項）

添加物共通事項に定めるほか、以下の添加物に該当する場合は、各添加物に掲げる表示事項について、食品表示基準第32条第2項の表に規定された表示の方法に従い表示をします。

◆ 特定原材料（別表第14）に由来する添加物：アレルギー **衛生事項**

（表示方法）

- 1 当該添加物が当該特定原材料に由来する旨を、原則、添加物の物質名の直後に括弧を付して表示します。
- 2 上記1の規定にかかわらず、当該添加物に対し2種類以上の添加物を使用しているものであって、当該添加物に同一の特定原材料が含まれているものにあつては、そのうちのいずれかに特定原材料に由来する旨を表示すれば、それ以外の添加物について、特定原材料に由来する旨の表示を省略することができます。ただし、当該添加物に含まれる特定原材料が、科学的知見に基づき抗原性が低いと認められる場合は、この限りではありません。

（表示例）

レシチン（大豆由来）	50%
カゼインナトリウム（乳由来）	5%
リン酸三カルシウム	0.5%
食品素材（コーンデキストリン、乳糖 <sup>（注）</sup> ）	44.5%

（注）乳糖は乳の代替表記の拡大表記のため「乳成分を含む」を省略しています。

◆ 食品衛生法第13条第1項の規定により使用の方法の基準が定められた添加物：使用の方法 **衛生事項**

食品衛生法第13条第1項の規定より定められた使用基準に合う方法を表示します。

◆ 食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物：その値 **衛生事項**

重量パーセント、色価等を表示します。

◆ 製剤である添加物：成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント **衛生事項**

成分名及び添加物に占める成分の重量パーセントを表示します。その成分がビタミンA誘導体である場合は、ビタミンAとしての重量パーセントを表示します。

◆ タール色素の製剤：実効の色名 **衛生事項**

「製剤」の文字を冠した実効の色名を表示します。

◆ アスパルテーム又はこれを含む製剤：L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨 **衛生事項**

L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨を表示します。

◆ 添加物たるビタミンAの誘導体：ビタミンAとしての重量パーセント **衛生事項**

ビタミンAとしての重量パーセントを表示します。

## 省略規定（食品表示基準第32条第5項）

次の表に掲げる添加物に該当する場合にあっては、該当する表示事項を省略することができます。

省略できる表示事項	添加物
保存方法	食品衛生法第13条第1項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
消費期限又は賞味期限	全ての添加物
栄養成分の量及び熱量	以下に掲げるもの（栄養表示をしようとする場合を除く。） 一 容器包装の表示可能面積がおおむね30cm <sup>2</sup> 以下であるもの 二 栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの 三 消費税法第9条第1項において消費税を納める義務が免除される事業者が販売するもの

## 義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第33条）

次の表に掲げる場合にあっては、該当する表示事項は不要です。

不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容量</li> <li>・ 栄養成分の量及び熱量</li> <li>・ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所</li> </ul>
-----------------------------	---

## 任意表示（食品表示基準第34条第1項）

次に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムを除く。） **保健事項**
  - ◆ ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。） **保健事項**
- } 詳細は  
53ページ  
参照

## 表示禁止事項（食品表示基準第36条）

食品表示基準第32条及び第34条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはいけません。

- 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 2 第32条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 3 ナトリウム塩を添加している添加物にあっては、ナトリウムの量
- 4 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示



## 業務用添加物

「業務用添加物」とは、添加物のうち、消費者に販売される形態となっているもの以外のものをいいます。

### 表示事項及び表示の方式等（食品表示基準第32条第3項及び第4項並びに第35条）

業務用添加物は、次に掲げる表示事項をそれぞれ食品表示基準第32条第1項及び第2項（一般用添加物）に定める表示の方法に従い表示します。

なお、「計量法で規定する表示義務のある特定商品」（67ページ参照）については、計量法の規定に従い、「内容量」を表示する必要があります。

#### ○ 容器包装に表示が必要な表示事項

○ 名称	○ 使用の方法
○ 添加物である旨	○ 食品衛生法第13条第1項の規定に基づき定められた規格に表示量に関する規定がある添加物の値
○ 保存方法	○ 成分（着香の目的で使用されるものを除く。）及び重量パーセント
○ 消費期限又は賞味期限	○ 実効の色名
○ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（※）	○ L-フェニルアラニン化合物である旨又はこれを含む旨
○ 製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称	○ ビタミンAとしての重量パーセント
○ アレルゲン	

※ 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所（製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称と同一である場合を除く。）は、業務用添加物の送り状、納品書等又は規格書等に表示することができます。

### 省略規定（食品表示基準第32条第5項）

次の表に掲げる添加物に該当する場合にあっては、該当する表示事項を省略することができます。

省略できる表示事項	添加物
保存方法	食品衛生法第13条第1項の規定により保存の方法の基準が定められた添加物以外の添加物
消費期限又は賞味期限	全ての添加物

### 義務表示の特例【表示不要事項】（食品表示基準第33条）

次の表に掲げる場合にあっては、該当する表示事項は不要です。

不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合	・食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
-----------------------------	---------------------

### 任意表示（食品表示基準第34条第2項）

次に掲げる表示事項が当該添加物の容器包装に表示される場合には、定められた表示の方法に従い表示する必要があります。

- ◆ 栄養成分及び熱量 保健事項
  - ◆ ナトリウムの量（ナトリウム塩を添加していない添加物の容器包装に表示される場合に限る。） 保健事項
- } 詳細は53ページ参照

### 表示禁止事項（食品表示基準第36条）

食品表示基準第32条及び第34条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を添加物の容器包装に表示してはいけません。

- 1 実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語
- 2 第32条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 3 ナトリウム塩を添加している添加物にあっては、ナトリウムの量
- 4 その他内容を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示